

## 台東区介護職員研修受講費用助成要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修」という。）又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する介護の実務経験を3年以上有する者が介護福祉士の資格を取得するための研修（以下「実務者研修」という。）（以下これらを「研修」という。）の受講に係る経費を台東区（以下「区」という。）が助成することにより、台東区内（以下「区内」という。）における介護従事者の人材確保及び介護サービスの質の向上を図り、もって台東区民が安心して暮らせるための介護サービスを提供することを目的とする。

### (定 義)

第2条 この要綱において「介護サービス事業者」とは、区内で次に掲げる事業又は施設を運営する事業者をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護を行う事業
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護を行う事業
- (3) 法第8条第7項に規定する通所介護を行う事業
- (4) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションを行う事業
- (5) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護を行う事業
- (6) 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護を行う事業
- (7) 法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホーム（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）附則第2条に規定する経過的軽費老人ホームを除く。）において行われるものに限る。）を行う事業
- (8) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
- (9) 法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
- (10) 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、この要綱の施行日以後に研修を修了した者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 研修受講修了後、3か月以内に介護サービス事業者と雇用契約を結び、雇用契約後に当該介護サービス事業者の運営する区内の事業所に3か月以上継続して就労している介護従事者

(2) 介護サービス事業者が運営する区内の事業所において、3か月以上継続して就労している介護従事者

(3) その他東京都台東区長（以下「区長」という。）が必要と認める者

（助成対象経費）

第4条 助成金の対象となる経費は、助成対象者が研修を実施した養成機関に支払った研修経費（テキスト代、実習に要した費用等を含む。以下「研修費用」という。）とする。

（助成の制限）

第5条 第3条に規定する介護従事者が他の制度により前条に規定する研修費用の助成を受けているときは、この要綱の助成を受けることができない。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、初任者研修については研修費用の自己負担額又は80,000円のうちいずれか少ない額、実務者研修については研修費用の自己負担額又は150,000円のうちいずれか少ない額とする。ただし、予算の範囲内とする。

（交付の申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、台東区介護職員研修受講費用助成金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1) 研修の修了証明書の写し

(2) 申請者が負担した研修費用の額を証明する書類

(3) 本人確認書類

(4) その他区長が必要と認めるもの

2 申請者が就労する事業所の管理者等が研修費用を立替払いし、かつ、申請者が第3条各号に掲げる要件のいずれかを満たした場合は、申請者は前項に規定する申請を行うことができる。この場合において、前項第2号中「申請者」とあるのは、「申請者が就労する事業所の管理者等」と読み替えるものとする。

3 申請者は、前項の規定により申請を行うときは、第1項各号に掲げる書類のほか、立替払いに関する協定書（第1号の2様式）の写しを区長に提出しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する申請の期限は、研修の修了日から1年以内とする。ただし、区長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第8条 区長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、

助成金の交付の可否を決定する。

- 2 区長は、助成金を交付するものと決定したときは台東区介護職員研修受講費用助成金交付決定通知書（第2号様式。以下「決定通知」という。）により、助成金を交付できないものと決定したときは台東区介護職員研修受講費用助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知する。
- 3 区長は、第1項の規定による交付の決定にあたり、必要に応じて条件を付することができる。

（助成金の請求）

第9条 決定通知を受けた者は、台東区介護職員研修受講費用助成金交付請求書（第4号様式）により、区長が指定する期間内に区長に請求しなければならない。

（助成金の交付）

- 第10条 区長は、前条の規定による請求があったときは、当該請求者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。
- 2 助成金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

（決定の取消し）

- 第11条 区長は、決定通知を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、台東区介護職員研修費用助成金交付決定取消通知書（第5号様式）により、助成の決定を取り消すことができる。
- （1）介護サービス事業者が運営する区内の事業所において、3か月以上継続して就労していなかったと認められるとき。
  - （2）区長が指定する期間内に請求がなされなかったとき。
  - （3）偽りその他不正な手段により助成の決定を受けたとき。
  - （4）助成金の交付の決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
  - （5）その他区長が助成の決定を取り消す必要があると認めるとき。

（助成金の返還）

第12条 区長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に基づく助成金の交付について、この要綱に定めるものを除き、東京都台東区補助金等交付規則（昭和45年12月台東区規則第37号）の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。